

大阪市社会福祉協議会 50 年 の あ ゆ み

第1節 大阪市社会福祉協議会創立とその経緯

1. 創立総会

昭和26（1951）年3月30日、大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」）は誕生した。この日、市内の各地域、各種社会福祉団体・施設等の代表が市立中央公会堂に参集。「社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を図ることにより、社会の福祉に寄与するため、公私社会福祉事業関係者およびこれに関心を有する市民の自主的、自発的組織体」を結成し「各区社会福祉協議会との連絡調整を図り、大都市の特殊事情に即応した社会福祉の問題につき調査し、協議を行い、総合的一貫性をもつ対策の樹立など社会福祉事業の活性化を図り、社会福祉の増進に貢献せん」との設立趣意書をもとに、「財団法人大阪市社会福祉協議会」の創立総会を開催した。総会では、寄付行為・初年度事業計画等を可決。役員として評議員60人から理事20人、監事2人を選び、また副会長に3人を選出した。基本金10万円は市民共済会市民援護事業団からの寄付金で充当されることも決し、こうして市社協は創立に至ったのである。会長については、10月23日に坂間棟治（元大阪市長）を選出した。

市社協が財団法人としてスタートしたのは、社会福祉事業法が前日公布されたばかりで、まだ施行されていなかったためである。昭和26（1951）年5月28日付けで設立許可を受け、同年6月14日に登記を完了している。なお、社会福祉事業法の施行に伴い、寄付行為を一部変更して定款を作成、社会福祉法人への組織変更認可申請書を提出したのは、翌27（1952）年4月1日である。同年5月22日、「社会福祉法人大阪市社会福祉協議会」として認可を受け、6月6日に登記を完了している。

市社協は、①区社会福祉協議会（以下、区社協）、②民生委員・児童委員等社会福祉のための奉仕者またはその代表、③社会福祉事業団体、施設またはその代表、④社会福祉関係公務員および学識経験者、をもって構成し、「大阪市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、もって社会福祉の増進を図るこ

とを目的とした。

また事業としては、①区社会福祉協議会の連絡並びに調整、②社会福祉事業に関する連絡並びに総合的計画、③社会福祉事業に関する調査研究、④社会福祉事業施設の連絡並びに育成、⑤民生委員（児童委員）等社会福祉奉仕者の連絡並びに育成、⑥社会福祉事業従事者の教養と福祉の向上、⑦社会福祉事業に関する啓発、宣伝、⑧大阪共同募金委員会との連絡、⑨官公庁、団体との連絡、⑩社会福祉に関する図書、雑誌等の出版刊行、⑪その他目的達成に必要な事業、という11項目を掲げた。

初年度の事業計画は、各区社協を基盤に各種団体・施設・機関の連携調整をはかり、「一貫性をもつ社会福祉事業を推進し、大都市の特殊性に適応する市民の福祉増進に寄与する」ことを基本方針とした。同年度の予算規模は245万円で、歳入の半額余りを共同募金に依存していた。

6月8日には、第1回理事会が開催され、常務理事（事務局長兼任）を選出、顧問に大阪市長、助役、大阪商工会議所会頭、大阪大学・大阪市立大学両総長などを委嘱した。当初から実践的な地域福祉活動の展開を見据え、岡村重夫（元大阪市立大学教授）なども参与に委嘱していた。

2. 経緯と背景

わが国において、社会福祉協議会の設立を促したのには次のような背景がある。まず、終戦直後の混乱期に従来の社会事業施設団体が個々に活動していたは窮乏した国民生活の援護に対応しきれず、総合的で強力な組織を求める社会事業界の要望があったこと。さらに、戦前の厚生事業では、公私の明確な区分がなかった点をGHQに指摘され、具体的には公については福祉事務所を中心に、民間及び公との連携については、社会福祉事業関係者の全国的組織体系を求める強い指導があったことなどがそれである。そのため、当時の主な中央団体であった

「日本社会事業協会」「全日本民生委員連盟」「同胞援護会」は大きく転換を迫られ、昭和26（1951）年1月、3者は統合して「中央社会福祉協議会」（現在の全国社会福祉協議会。以下「全社協」）が設立された。

大阪市内では、中央での動向とは別に、今日の社会福祉協議会や共同募金会の萌芽といえる、大阪市市民援護会などの活動（昭和21（1946）年）が始まっていた。また、地域の自主性によって小地域（おおむね小学校通学区）や区を単位とした、荻之茶屋福祉会（昭和23（1948）年）、大淀区社会福祉協議会（昭和24（1949）年）、西成区社会福祉協議会（昭和25（1950）年）の設立も全国に先駆けるものであった。

もともと社会福祉協議会は、小地域から区、区から市へと積みあげていくものであり、市社協の設立は、各区に社会福祉協議会ができてからと考えられていたようである。この構想をもとに、先覚者たちは各区の関係者に社会福祉協議会の設立を持ちかけ、結果、昭和26（1951）年1月から3月にかけて順次、区社協が設立された。

これにより、同年3月10日、市社協の第1回設立準備委員会を開催し、3月30日の創立総会へと向かうのである。

3. 活動体制

市社協は運営、協議体制の基礎として、理事会、評議会、正副会長会のほか、児童福祉・家

庭福祉・老人福祉・民生委員・広報の5部会を設けた。それぞれの分野で、大都市である大阪市の特異性に即応した福祉増進の問題について、調査、研究、審議することを基本方針とし、地域における各福祉問題を中心に福祉団体施設に共通する問題及び地域社会と団体施設との協力に関する問題なども取りあげ、活動を展開した。なお、昭和36（1961）年、児童福祉・家庭福祉・老人福祉部会は青少年・厚生・施設部会に改編された。

さらに、諮問委員会（助言委員会）の存在も市社協ならではの特色といえる。これは、新しい時代に即応できる感覚で企画を立案するため、社会福祉の学識者から助言を得るために設置された。同会（助言委員会）は、組織と運営方法について協議していくのだが、小地域ごとの社協（以下、地域社協）の設置構想についても熱心に討議し、①大阪市は郡部と違い、地域社会として明確な町はないため、一律に形式的な協議会の組織は困難、②地域の必要に応じ、地域社協は任意に設置する、③市社協は、区社協活動を推進することで地域社協を育成するが、必要あるときは重点的に組織化活動する必要がある、との結論に達した。

また、社協の実践活動の具体的内容についても検討し、「すべての事業活動を単なる行動活動として軽くみたり、気兼ねする必要はない。啓発的行事、福祉教育、従事者の養成と育成などは当然、市社協の事業であり、その他の事業は地域の実情により決めればよい」との意見統一をみている。

2 節 初期の活動

1. 地域福祉の推進

市社協は、初期活動の重点をなにより地域社協の育成においた。当時のほとんどの府県社協が社会福祉施設・団体の組織としての色彩が濃いなかであって、地域福祉に重きをおいた市社協の指導理念は評価されてよいだろう。しかも、実際の育成にあたっては、まず地域実態を把握する方法をとった。各地域内の調査を奨励、援助するとともに全市にわたる包括的調査

を実施。問題点を明らかにしたうえで、実践的な地域組織化の指導にあたった。地域福祉理論、コミュニティづくりの実践技術の普及のほか、福祉の一般的専門知識を地域社会に広める働きかけも行い、『社会福祉協議会の運営』など数多くの参考資料やパンフレットを発行、配布した。

市社協は、社会福祉に関する多くの調査を行ったが、特筆すべき貴重な資料が、市立大学社会福祉研究室（岡村重夫教授）に委託し、昭

和27（1952）年10月に完成した『大阪市社会福祉地図』である。これは、大阪市の福祉増進を図る基礎資料となるもので、全市にわたる膨大で包括的かつ詳細な調査により、社会福祉の諸問題を明確に提示した。問題解決のための意見具申書というべき「大阪市社会福祉地図より見たる当面の社会福祉問題並びに対策の考察」という対策案も披瀝している。さらに、資料のなかでは、「福祉問題の解決には地域住民の理解が必要であり、地域住民が地域改善に参加するような機運を啓蒙することが不可欠である」とも力説されている。

各部会などが地域福祉を検討する過程で、各区社協の活動を推進するため、その地区に対応して、事項別にモデル地区（区社協）を設定することも考案された。モデル地区では福祉活動を重点的に実践することにし、昭和26（1951）年から、4区を児童福祉中心に、1区を保健衛生中心に、1区を各福祉部門にわたるものとして指定。毎年度数回にわたり、モデル地区連絡会議を開いて調整し、資金を助成して実践運動を進めた。

また、問題重複地域に指定された5区に対応するため、臨時総合対策委員会を設置。当該地域に多発する特有の重複問題に対する措置を計画し、1地域社協あたり3万円を助成して各区の実践運動を進めた。

2. 児童福祉活動

市社協では、昭和26（1951）年5月5日に制定された児童憲章に呼応し、翌年から児童福祉週間運動を本格的に開始。以後、毎年継続して各種の事業やイベントなどを展開した。

まず、ポスターやビラなどで児童憲章や児童福祉の普及を促す一方、各区社協に助成を行い、各地域独自のカラーを尊重しながら校庭開放や遊び場設置運動、子ども会づくりを進めた。

また、地域の理解と協力を得て、児童福祉施設の子どもを1日自宅に宿泊させて起居をともし、家庭的雰囲気を感じてもらう「一日里親運動」を広めた。これを契機に、里親と子どもとの継続的な文通など、精神的な援助を行う「精神里親」運動にも発展させた。このほか、

週間行事中に地域別青少年の生活実態調査を実施したのをはじめ、悪書追放の青少年会議を開催、その延長として新しい福祉の案件を提起して、解決に努力したことなどに週間行事の意義が見い出された。全社協発行『社協は行事をどう活かしたか』（昭和28（1953）年7月）でこれらの活動が紹介されたことにも、市社協の週間活動の充実ぶりがうかがえる。

要保護世帯の児童に対しては、夏期郊外一日保育（昭和27（1952）年から）、中学・高校生のための生駒山・六甲山キャンプ（昭和28（1953）年から）、また、新入学児童に衣料を贈る運動（昭和26（1951）年後期から）も実施された。

3. 老人福祉運動

高齢者福祉に関しては、「としよりの日」や「老人福祉週間」運動が昭和26（1951）年から始められたが、当時はまだ、敬老運動的な色彩が濃厚だった。啓発キャンペーンのほか、各区医師会の協力による無料または割引の健康診断・眼科医師の協力による無料眼科検診、無料または割引の入浴やマッサージサービスなどがそれである。一方で、女子大生を対象とした「老人観」のアンケート調査（昭和26（1951）年）や、都市老人実態調査（昭和29（1954）年）、独居老人生活実態調査（昭和30（1955）年）を実施し、問題の提起も行っている。

また高齢者の社交性を高め、福祉活動の拠点に高めようという意図で、老人クラブの結成を促進したことも、この頃の市社協活動の特徴であろう。各区の実情に即した方法を討議し、実行した結果、昭和26（1951）年には11クラブにすぎなかったが、昭和31（1956）年には80に達した。同年、市社協では、老人クラブ運営方針を示し、こうして老人クラブは急速に結成されていった。

4. 広報・啓発活動

市社協の広報活動の特色は、当初から区社協、地域社協の組織化をPRしたことであり、地域を重視する広報・啓発活動が展開された。なかでも、広報誌『大阪の社会事業』（月刊）は、

その中心的役割を果たした。同紙は、大阪社会事業青年会が編集し、市民援護事業団と大阪社会事業協会がバックアップして、昭和25（1950）年に創刊したもので、第13号から市社協の広報誌として引き継いだ。内容は、指導的な情報提供としての国・地方自治体の福祉行政にかかわる法制・制度や全社協の要綱・指導などの紹介から、民間社会福祉事業が抱える当面の課題の提供、市社協行事・事業のPRなどに加え、折々に社会福祉事業のあるべき方向を主張した。執筆者も、大学教授、行政担当者、施設・団体関係者など極めて多彩であった。

また、一般的に知られていない、社会福祉協議会についての理解を深めるために、昭和26（1951）年5月、社協入門テキストというべき『社会福祉協議会の運営』を作成・配布した。

さらに翌6月には『大阪市社会福祉協議会要覧』を作成、その後も数々の資料を発行するとともに、講座・講習会・講演会・研究会などを開催した。

なかでも、昭和26（1951）年から市社協が大阪市及び朝日新聞大阪厚生文化事業団と共催した、社会福祉夏季講座では、時代の移り変わりとともに、実に多彩な内容が取りあげられた。昭和20年代は社会事業一般論や社会保障と社会事業、30年代は新しい家族関係や変貌する社会について、40年代には公害、住民運動と社会福祉活動の関連についてなどをテーマに学習している。講師陣も、大学教授、社会福祉担当行政官、現場の指導者、ジャーナリストなど幅広い顔ぶれであった。

第3節 小地域活動の組織化

1. 大都市特例の実施

昭和31（1956）年11月、地方自治法の一部改正法が施行され、市民生活に直接関係のある福祉や衛生その他の行政事務16項目にかかわる権限が、府県知事から政令指定都市の長に移譲された。福祉関係では、①児童福祉、②民生委員、③身体障害者福祉、④生活保護などに関する事務がそれにあたる。これは、大阪市ほか大都市が府県と同等の権限を持つ「特別市」制実現運動に決着をつける妥協的産物であった。そもそも、人口が大集積した大都市の社会的機能を地方自治行政の鋳型にはめておくことの矛盾と不当性から考案されたのが、「特別市」制である。

昭和22（1947）年に制定された地方自治法では、「特別市」の規定を設け、それを都道府県と同等の権限を持つ自治体と位置づけて「特別市は人口50万以上の市につき、法律でこれを指定する」とした。しかし、関係府県の猛烈な巻き返しで、この実現は難航を続けた。両者による長い綱引きに終止符を打つために設けられたのが、政令指定都市制度であったが、「大都市制度としては中途半端であり、都市問題を解決するための有効な機能を果たせるものではない」（昭和46（1971）年8月27日付、朝日新聞）。

とはいえ16項目の移譲に関連して、市社協も大きな影響を受け、組織その他に再整備の検討を迫られた。この移譲で福祉三法（当時）関係の行政事務は市に移ったが、かたや社会福祉基本法ともいうべき社会福祉事業法は府県の管轄下に留められた。そのため、社協や共同募金の実施には円滑を欠くこととなる。市社協はこれを力説し、他の大都市社協と連携して、社会福祉事業法の改正運動を展開していった。

2. 大阪市社会事業施設協議会の設立と活動

16項目の事務移譲に伴って、市管轄社会福祉施設の自主的組織活動を進めるため、大阪市私立保育連盟（昭和31（1956）年）＜昭和40（1965）年に社団法人大阪市私立保育園連盟に変更＞、大阪市児童収容施設連盟（昭和32（1957）年）＜昭和39（1964）年に母子寮分科会を発展的解消し、大阪市母子施設連盟設立、のちに大阪市児童収容施設連盟に合併。昭和61（1986）年に大阪市児童福祉施設連盟に名称変更＞、大阪市セツルメント研究協議会（昭和32（1957）年）＜昭和45（1970）年に大阪市コムニュティセンター研究協議会、平成7（1995）

年に大阪市地域福祉施設協議会に名称変更＞、大阪市生活保護施設連盟（昭和33（1958）年）が相次いで結成された。続いて、これら団体の相互連絡・調整と協働活動を進めて施設の事業内容を充実・発展させるために「大阪市社会事業施設協議会（以下、施設協）」が昭和34（1959）年12月に設立された（大阪市私立保育連盟は大阪市保育所連合会として加盟）。

施設協の設立後も、大阪市老人福祉施設連盟（昭和44（1969）年）、大阪市精神薄弱児・者施設連盟（昭和60（1985）年）＜昭和63（1988）年に大阪市知的障害者（児）施設連盟への名称変更＞、大阪市障害児・者施設連絡協議会（平成11（1999）年）なども構成団体に加わり、施設協は平成14（2002）年3月末では合計7連盟で組織化されており、事務局は市社協におかれている。

施設協は目的達成のために、①施設団体相互間の連絡調整、②施設運営に関する総合的な調査、研究及び企画、③施設と地域社会の連携、④関係官公庁、団体との連絡協調の促進、⑤従事者の研修及び福祉の増進、などの事業を実施することとしている。また、理事会の下に定例の拡大正副会長会を開催し、下部組織として予算対策委員会、調査研究委員会、特別委員会及び人権活動推進委員会の各専門委員会を設置。毎年、大阪市に対して制度・政策要望を行うほか、東京都及び指定都市で組織する「大都市社会福祉施設協議会」に参加するなど、積極的に活動している。

なお、福祉の向上と職員の資質向上を図るため、福祉の動向や制度についての学習会も随時、開催している。

3. 大都市社協・民生委員連盟合同連絡会議の活動

大都市の社協を府県社協なみに位置づけようとする動きは、市社協発足当時からあった。昭和27（1952）年11月、大阪市社協の呼びかけで、大都市（横浜、名古屋、京都、大阪、神戸のほか東京も参加することもある）社協の連絡を密にし、社協活動の効果をあげる目的で、第1回連絡会が京都で開催された。

この連絡会では、大都市社協と区社協の事業

のあり方、予算編成の仕方などあらゆる問題について意見交換が行われたが、大きな課題は大都市社協として都道府県社協と同じレベルの社会的機能を獲得することであった。昭和28（1953）年には、5大都市社協連絡会による決議「5大都市協を府県社協の下部組織より除外し、法律上府県社協と同等に取扱われるべきである」との陳情を、厚生大臣等に対して行っている。

周知のように、社会福祉事業法では「社会福祉協議会は都道府県の区域を単位とし…」と規定するのみで、市区町村社協は法的に何ら認知されていなかった。しかし地域に根ざした社協運動が拡大するなかで、これを発展的に法制化する必要の声もあがった。

昭和31（1956）年には、5大都市社協・民児連連絡会議は3回にわたり開催され、①社会福祉事業法のうち、「都道府県の区域を単位」とあるのを「指定都市単位」と読替えられるよう改正を、②世帯更生資金貸付事務は、5大都市社協に府県社協と同等の取り扱いができる行政措置を、③指定都市の民生委員審査会と民生委員推薦会の委嘱は同一市長であり、区の推薦会に法的根拠を、④指定都市に全額国庫負担による査察指導員の設置を、といった事項を厚生省等に陳情した。

昭和34（1959）年から38（1963）年にわたる大都市社協・民生委員連盟合同連絡会議の主な協議題は、「社会福祉事業法の一部改正に伴う、指定都市社協の府県社協と法的な同等の待遇」が毎年協力で提案され、府県社協からの完全分離と自主独立への路線が打ち出された。

昭和36（1961）年には、全社協種別委員を5大都市社協からも選任することになり、さらに昭和37（1962）年には全社協に大都市委員会を設置し、5大都市共通の問題の解決にあたることを申し合わせた。

以上のように、5大都市社協の分離独立運動は、民生委員連盟と合同で連絡会議を毎年継続することによって続けられた。

4. 地域社協の強化

昭和37（1962）年、全社協は『社会福祉協議会基本要項』を策定した。この要項は「住民主

体」の原則を打ち出し、社協の主たる機能を明確にするとともに、社協組織の基本単位として市町村社協を位置づけた。これに応じて国は、昭和38（1963）年度から都道府県社協の「福祉活動指導員」、昭和40（1965）年度から3年計画で市町村社協の「福祉活動専門員」の設置助成制度を設け、市町村社協法人化の方針を出した。同年度には、大都市社協の運動が実り、指定都市社協にも「福祉活動指導員」が置かれることとなった。

市、区社協の活動の原点として取り組んできた、市内の地域社協の組織化は、昭和43（1968）年頃にはほぼ完了していた。ただ、活動内容が希薄な組織もあり、住民主体の活動にまで発展しているところは少なかった。その背景には、市内全域に赤十字奉仕団（地域振興会）が組織され、社協と競合するところがあるという大阪市独自の事情もあった。

そのため市社協は、地域社協の民主的組織化

と自主活動を実践しうる体制を樹立する長期計画を立案した。それは、全地域社協の事業計画、事業報告の作成、モデル地区活動の全区波及、地域社協の活動拠点の確立、事務局体制の確立、広報・啓発活動の積極的な展開などであった。

市社協は、5人の福祉活動指導員を配置し、市内を5ブロックに分けて担当させた。その実践方法として、地域社協組織の育成強化のための「地区組織活動推進地区」と、福祉の対象別問題の改善を図ることにより地域組織の充実を促進するための「地域福祉活動モデル地区」を指定し、経費の一部を助成した。期間は推進地区が3年、モデル地区が2年で、市社協の福祉活動指導員は、指定地区にたびたび足を運び、地域の効果的な組織化を進めた。昭和45（1970）年度からは、問題別をはずして「地域福祉活動モデル地区」一本としている。

第4節 在宅福祉サービスと施設運営

1. ホームヘルプサービス事業

大阪市におけるホームヘルプサービス事業は、昭和33（1958）年に民生委員制度40周年記念事業として「臨時家政婦派遣事業」の名称で、大阪市民生委員連盟に委託して、開始されたものである。

大阪市がこの事業を創設したのは、日常生活に支障のある独居老人の身のまわりの世話をするという目的のほかに、当時就労困難であった中年の母子世帯に職を与えることにより、その世帯の自立更生を図ろうとする別の目的を持つものであり、世帯更生運動と絡めて、大阪市民生委員連盟に委託したものといえよう。

ほどなく「家庭奉仕員」と改称され、やがて各地に普及し、昭和38（1963）年の老人福祉法にも規定されることになった。

また、4年後の昭和42（1967）年、身体障害者福祉法の改正により障がい者世帯に派遣される「身体障害者家庭奉仕員制度」が設けられ、市社協では、昭和43（1968）年に、この事業を受託することになり、市の「家庭奉仕員制度」

は高齢者が大阪市民生委員連盟、障がい者は社協という2本立てで運営されることとなり「老人家庭奉仕員」は大阪市準職員となる。

その後、昭和45（1970）年8月、市は「老人家庭奉仕員制度」を拡充するにあたり社協も高齢者世帯へ派遣を行うこととなり、昭和49（1974）年に市準職員の家庭奉仕員は大阪市職員に身分変更され「身体障害者家庭奉仕員」となった。その後、昭和51（1976）年に拠点を福祉事務所から老人福祉センターへ配置変更されることを機に身体障がい者の担当を廃止し、「老人家庭奉仕員」となった。

昭和59（1984）年3月に大阪市ホームヘルプ協会が発足し、4月には有料老人大阪市家庭奉仕員派遣事業の委託をうけ、事業開始した。

元号が平成に変わってからは、元年には国による運営要綱が改正され、サービス内容が「身体介護」「家事」「相談・助言」に分けられ、平成2（1990）年には保健・医療・福祉の連携による地域での支援システムの構築を目的とする「いきいきエイジングみおつくしプラン」が策定され、ヘルパーの増員が図られることとな

り、拠点が老人福祉センターのみならず新たに、東区（現中央区）に中央ホームヘルプセンター設置されることとなった。

以後、市内6か所にホームヘルプセンターが設置され、最も多い時期には916名のヘルパーを擁するに至った。

平成4（1992）年には、受付窓口が福祉事務所に一元化され、派遣対象については、これまでの寝たきり・単身から虚弱な高齢者や介護の必要な世帯に拡大され、派遣時間も週4時間から週12時間に拡大されるなど大阪市のホームヘルプサービスの制度拡充があり、市社協と大阪市ホームヘルプ協会とで派遣対象を明確化するとともに「家庭奉仕員」は「ホームヘルパー」に改称された。同年には、8時間ヘルパーが配置され、時間差勤務が導入されることになり、身体障がい者非課税世帯に派遣が拡大された。

翌平成5（1993）年には、保健・福祉に対する高齢者のニーズと将来必要なサービス量を明らかにするとともに、サービス提供体制の整備を図ることを目的として、平成11（1999）年度を目標年度とする「大阪市高齢者保健福祉計画」が策定された。

平成6（1994）年7月には、地域福祉の拠点となる在宅サービスセンターが此花区に設置されたことを機に、それまで拠点であった老人福祉センターや中央ホームヘルプセンターから順次、在宅サービスセンターへ拠点を移し、区ホームヘルプセンターが24区に設置されることになった。

平成7（1995）年には知的障がい者非課税世帯への派遣が開始され、また、国が24時間対応ヘルパー事業創設したのをうけ、翌平成8（1996）年には、民間事業者委託による大阪市24時間巡回型ホームヘルパー派遣モデル事業を開始した。

平成9（1997）年に介護保険制度法案が成立し、「措置」から「契約」へと福祉制度の枠組みが大きく変化していくなか、平成12（2000）年4月の施行に向け、福祉施策が大きな転換期を迎えることになった。

平成10（1998）年1月には、市社協が大阪市24時間巡回型ホームヘルパー派遣モデル事業を受託し、東住吉区で開始した。また、平成10（1998）年4月には、平成14（2002）年度を目

標に大阪市障害者支援プランが策定され、派遣時間の拡大や民間事業者による難病患者へのヘルパー派遣等、ヘルプサービスの充実が図られることとなった。

平成11（1999）年4月には障がい児世帯への派遣も開始され、6月には高齢者課税世帯への派遣と派遣対象が拡大されていったが、同年9月大阪市より「大阪市のホームヘルプサービス事業について」介護保険下では、市が事業者申請を行わず、平成12（2000）年度以降の事業委託もしない旨の通知があり、市社協ホームヘルプサービス事業は大きな転換期を迎えることになった。

市社協は、これを受け、地域福祉の推進という社会的使命とサービス利用者に不利益が生じないように、居宅サービス事業者の事業者申請を行い、介護保険施行に向け準備する一方、平成12（2000）年1月の事業縮小計画提案のもと、ホームヘルパーの早期退職募集や他の職域への転用策を講じた。

平成12（2000）年3月には大阪市介護保険事業計画が、4月には大阪市高齢者保健福祉計画がそれぞれ策定されるとともに、介護保険制度が施行された。その後、民間の居宅サービス事業者が充実してきたこともあり、順次利用者の民間事業者への移管作業を進めながら、ホームヘルパーの職員数が減少していくなか、居宅介護支援事業を平成13（2001）年9月10日付けで廃止した。

2. 老人食事サービス

昭和47（1972）年、住吉区墨江社協で「地域の身近なところでボランティア活動したい」という声が高まり、区内の軽費老人ホームで調理された弁当を同一地域に住む独居高齢者等に地域のボランティアが配食する「老人食事サービス」が開始された。これは社協活動としては全国初であった。

こうした老人食事サービスは、地域住民による助け合い活動であり、同じ地域に住む者同士が食事を介して出会い、交流を深め、そして一方で地域の高齢者問題を自らの手で取り組むことを目的とするものである。

以来、毎年実施箇所が増え、平成13（2001）

年3月末で275地域（市内の小地域は全321）に達している。この活動に参加する登録ボランティア数は14,432人、登録利用者数は26,745人、延べ食数は715,503食である。

活動形態は3種類あり、①拠点施設で高齢者が会食する方法、②高齢者宅に食事を配食する方法、③会食と配食の両方を行う方法である。また調理に関しても、①ボランティアによる調理、②業者による全面調理（ボランティアは配膳・配達のみ）、③調理はほぼ業者に任せるが、汁物・デザートなどはボランティアによる、という3形態がある。

この活動には大阪市から補助金が支出され、補助単価は平成13（2001）年度より250円（1食あたり）となった。市社協では、当初からこの事業の普及に努めており、活動ボランティアを対象とした研修会を、平成7（1995）年度より毎年実施している。

3. 財産管理センター事業

契約に基づき福祉サービスの提供を行う介護保険法の成立（平成9（1997）年12月）に伴い、サービス選択等の自己決定・自己責任・契約能力が不十分な人を支援する、新たなシステムの構築が必要となった。

大阪市内で高齢者等の財産管理サービスに関する検討が始まったのは平成8（1996）年であった。認知症の高齢者や知的障がい者などは自己決定や意思表示がうまくできないため、財産を管理することが困難であったり、人権侵害を受けやすい状況にあり、公的な財産管理制度を希望する「市民の声」も大阪市長に提案されていた。

このような状況を受け、まず、権利侵害に対する相談や援助等を行う機関として大阪府・大阪市・堺市の共同により平成9（1997）年10月に、「大阪後見支援センター あいあいネット」（大阪府社会福祉協議会運営）が設置された。また、契約に基づき財産保全・金銭管理サービスを行う機関として市社協は、同年10月1日に「大阪市財産管理支援センター～あんしんさぽーと～」を開設した。

同センターでは、地域で在宅生活していて財産管理や日常の金銭管理に不安があり、近隣に

管理できる親族がいないひとり暮らしなどの高齢者（65歳以上）及び認知症の高齢者を対象に、財産管理サービス事業（財産保管サービス、金銭管理サービス、見守り訪問サービス）を大阪市の補助事業として開始し、平成11（1999）年4月からは事業対象を知的障がい者、精神障がい者にも拡大した。

一方、国においては、成年後見制度を補完する「地域福祉権利擁護事業」の制度化が進められ、市社協では、平成11（1999）年10月から国のモデル事業「地域福祉権利擁護事業」の一部を府社協から委託。これまでの財産保管・金銭管理・見守り訪問サービスに加えて、新たに、さまざまな福祉サービスが利用できるよう支援するこの事業を開始した。

加えて、地域のより身近なところで相談やサービスを受けられるよう平成12（2000）年より港区、北区、東住吉区に大阪市財産管理支援センターの分室事務所を設置し、サービスを提供する「くらしサポーター」を配置した。平成13（2001）年9月からは、市民にさらに密着したサービス展開を図るために市内を5ブロックに分け、城東区、天王寺区に分室事務所を増設し、本部と5分室事務所、職員21名体制で業務を行うこととなった。

措置から利用者によるサービスの選択という流れのなかで、財産管理支援事業の果たす役割は、大きく、さらに充実した事業へと発展していくのであった。

4. 福祉施設の運営

・老人福祉センター事業

「老人福祉センター」は、本来、比較的健康な高齢者を視野におき、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与するための施設として設置された。しかし、急速な高齢化などにより、援護を要する高齢者にサービスを提供する機能、また、その家族を支援する機能も求められてきた。そのため、本来の基本的な事業に加え、「家庭奉仕員派遣事業」「虚弱老人援護事業」など要援護高齢者を対象とした事業も、老人福祉センターで実施されるようになっていった。

各区老人福祉センターにおいて、基本的事業

以外に、取り組んできた主な事業は、①老人健康相談事業、②虚弱老人援護事業（デイサービス事業）及びデイサービスセンターの設置、③機能訓練事業、④家族介護教室の開催、⑤老人クラブ活動への援助、⑥高齢者学級「いちよう学園」の開催などである。

平成6（1994）年以降、各区に在宅サービスセンターが順次整備されるに従い、要援護高齢者を対象とした事業は、在宅介護支援センターにおいて機能し始めた。こうした情勢を受けて老人福祉センターは、健康な高齢者を対象とした基本的事業を推進するとともに、多様化する高齢者のニーズに対応できるよう、ボランティア活動をはじめ、「社会参加」「生きがいづくり」等に関する支援活動に取り組んでいく必要性が高まった。

・児童館の運営

「児童館」は、子どもに健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、母親クラブ、子ども会など地域の組織化活動の育成・助長も図りながら、児童の健全な育成を総合的に行う児童厚生施設である。

大阪市では、昭和24（1949）年1月に西淀川児童館がはじめて建設され、その後、生野児童館・城東児童館と続き、市内10館の児童館のうち、西淀川・生野・城東児童館は市直営で、残り7館を市社協が委託を受けて運営した。

各児童館では、それぞれの地域ニーズに応じて特徴のある文化活動など多種多様な事業、クラブ活動等への援助が行われ、乳幼児とその親が集う「親子ひろば」では、参加者同士の交流のみならず子育てサークルなど自主的活動への支援にも努めた。

・勤労青少年ホーム＜愛称 トモノス＞の運営

全国各地から毎年就職で来阪する青少年が多かった昭和37（1962）年2月に、「中央勤労青少年ホーム」は開設された。以降、23区に25館が設置された（このうち、8館は財団法人大阪市民共済会、17館は市社協が受託し、運営した）。

当初は、主に働く青少年に対して、相談・指導のほか、リクリエーションやクラブ活動、その他余暇活動の便宜を提供するなどの福祉事業

を総合的に行うことを目的としていた。しかし、高度経済成長等に伴い、勤労青少年に対する福利厚生施設等も充実し、時代の趨勢とあいまって利用者也減少し、固定化していった。

そこで昭和52（1977）年度からは、放課後などに児童に健全な遊び場を提供して健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした「児童健全育成事業」を実施。平成4（1992）年度からは「勤労青少年ホーム子どもの家事業」として地域児童の利用を受け入れてきた。さらに平成8（1996）年度からは、就学前の乳幼児と保護者を対象に「乳幼児広場」も開始した。これらの事業の実施により、乳幼児から勤労青少年まで、広く利用できる施設に生まれ変わった。

平成11（1999）年7月には、勤労青少年ホームの愛称を公募により「トモノス」と決定し、より親しみやすい施設を目指すこととした。

・社会福祉研修センターの運営

昭和57（1982）年、大阪市は社会福祉関係職員の資質の開発と向上を図るために「大阪市立社会福祉研修センター」を開設した。福祉マインドと豊かな人間性と資質を備えた人材育成を基本的視点として、急速な少子高齢化に伴う社会福祉ニーズの増大や多様化に的確に対応するため、社会福祉従事者の専門性を一層高めて幅広い知識を習得する研修が求められ、資格取得研修、一般研修、専門研修、ブラッシュアップ研修等を継続して行った。

平成11（1999）年度からは、地域住民によるネットワークの構築や、地域福祉推進のあり方について市民の意識を高めることを目的として、市民対象研修も開催した。

これら研修事業のほか、社会福祉従事者の自主的な取り組みを軸として、社会福祉に関する研修の企画・立案、調査・研究活動、文献・資料の整備保管、情報の収集・提供、研修場所の提供等を行った。

・高齢者総合相談情報センターの開設

高齢化社会に向けて本格的な取り組みが始まるなか、平成3（1991）年「大阪市高齢者総合相談情報センター」が開設され、市社協が運営を受託し、7月より事業を開始した。同センターは、高齢者やその家族が抱える保健・医

療・福祉等に係る心配ごと、悩みごとに総合的・一体的かつ迅速に対応するとともに、相談機関への支援を行うための情報収集や提供を行うことを目的とし、具体的には、高齢者に関する総合相談窓口としての電話や来所による生活一般相談や、法律・税金・健康・認知症の高齢者医療・リハビリ・住宅改善・保険年金の7分野にわたる専門相談を実施。加えて、これまで大阪市老人クラブ連合会が運営していた高齢者能力開発情報センター・高齢者無料職業紹介所の事業移管により、高齢者の求人・求職の相談や就労の斡旋も行うことになった。

平成3（1991）年からは「緊急通報受信事業」もスタートした。これは、近隣の協力者と消防局の連携のもと、24時間365日体制でひとり暮らしの高齢者等の緊急時の安全を確保する事業で、平成13（2001）年度には、17,000世帯を超える利用となった。

平成11（1999）年9月からは在日韓国・朝鮮人高齢者のために、言葉・文化・生活習慣等を理解した相談員を配置し、高齢者福祉に関する相談や情報提供を行う事業も開始した。また平

成12（2000）年7月には、24時間相談体制の整備の一環として相談員（8181サポーター）を配置して、同年9月から電話による生活一般相談を24時間365日体制に拡充した。

・子育ていろいろ相談センターの開設

平成10（1998）年に策定された「大阪市児童育成計画―なにわっ子すくすくプラン―」に基づき、子育てに関する相談と情報提供の中核施設として、平成11（1999）年11月、「子育ていろいろ相談センター」を開設した。

主に、子育てに関する不安・悩みの軽減や解消を図る相談事業のほか、子育てに対する意識を高め、親への支援を図る講座（その間の一時保育も含む）を開催している。また、地域での子育て支援のための保育ボランティアの養成やファミリー・サポート・センター事業も実施。さらに、ホームページや情報誌によって、センターの機能の紹介や、子育て支援に関するさまざまな情報提供なども行っている。

第5節 ボランティア活動の推進

1. 地域ボランティアの育成

全国的に社協がボランティア活動に取り組み始めるのは、昭和30年代後半（1960年代）頃からだだったといわれる。

昭和46（1971）年、住吉区社協が「婦人のためのボランティアスクール」を開催し、その参加者の希望に応え、さらに同年、住吉区墨江社協でボランティアスクールを開催した。その結果、地域の身近なところでボランティア活動をしたいという声が高まり、市社協の調整により、区内の軽費老人ホームで調理された食事を、地域のボランティアがひとり暮らし高齢者などに配食する「老人食事サービス」が昭和47（1972）年9月、墨江社協で開始された。

市社協では、区社協、地域社協でのボランティアスクールの開催を促進し、その結果、スクールの修了者を中心に、それぞれグループをつくって、老人食事サービスや友愛訪問活動を

実施し、地域のひとり暮らしの高齢者などを見守る活動などが進んでいった。

また、区社協では活動別にグループ連絡会が生まれたり、地域社協ではボランティア部やボランティア委員会等がつくられるなど、ボランティアの組織化も進展していった。

2. 大阪市ボランティアセンターの開設

昭和55（1980）年10月9日、大阪市社会福祉審議会（委員長：岡村重夫）は「ボランティア活動の推進に関する答申」を行い、大阪市長に提出した。答申のなかでは、今後、ボランティア活動を育成していくために、①包括的に全市域を範囲とするボランティアセンター、②各区域を範囲とするボランティアビューロー、③おおむね小学校通学区域を単位とするボランティアコーナーの設置が望ましいとの内容が提言された。

市社協では、昭和60、61（1985、1986）年に国の「福祉ボランティアの町づくり（ボラントピア）事業」の指定を受け、大阪市ボランティア活動推進協議会および3つの推進委員会（①市民啓発、②老人福祉の町づくり運動、③ボランティアセンター）を設置し、ボランティア活動育成についての検討を進めた。これに基づいて昭和62（1987）年3月、大阪市ボランティアセンターを開設した。そして同年11月、大阪国立社会福祉センターの新設に伴い、同センター内に移すとともに体制を整備して、本格的に市内全域を対象としたボランティア活動を推進することとし、①市民へのボランティア活動や福祉に関する啓発、情報の提供、②ボランティア活動に関する総合的な連絡調整、③在宅援助ボランティア活動の育成、④ボランティア活動の相談援助・需給調整事業、⑤区ボランティアビューローの設置・促進、指導援助などが展開されていった。

3. 大阪市ボランティア情報センターの開設

平成7（1995）年1月17日に起きた阪神・淡路大震災被害救済のための幅広い市民活動は、これまでのボランティア活動に対する市民の意識を大きく変えるものとなった。つまり、ボランティア活動が福祉分野だけに留まらず、市民活動へ広がっていったのである。大阪市では、市民活動の基盤強化が社会的要請となった時代背景なども契機のひとつとなり、ボランティア支援に関する主担部局が民生局から市民局に移り、広く市民活動支援の視点から取り組まれるようになった。

平成10（1998）年3月に示された「大阪市における市民のボランティア活動推進支援について」において、ボランティア活動支援は福祉分野のみならず、国際交流や自然環境保全など多岐にわたる支援としての方向性が明確に打ち出され、その拠点として「大阪市ボランティアセンター」の拡充が進められることとなり、同年12月1日、「大阪市ボランティア情報センター」が開設された。奇しくもこの日は、「特定非営利活動促進法（NPO法）」の施行の日と同日であった。

ボランティア情報センターの開設に伴い、ホームページ「ボランティア情報ネットワーク」が開設され、市民への情報提供と、このネットワークを通じて登録したボランティア・市民活動団体がボランティア募集等を行うことができるようになった。

ボランティア情報センターが展開する事業が地域に定着するよう、区社協と共催によるボランティア講座の開催、グループ連絡会の設置等、連携・協働の取り組みを拡充し、福祉教育やボランティアアドバイザーの養成、企業・団体・NPO・福祉施設等、多様な連携による事業展開などが進められた。

4. 阪神・淡路大震災救援活動

平成7（1995）年1月17日早朝に発生した阪神・淡路大震災はかつてない大災害となった。市社協は翌18日に「兵庫県南部地震救援対策本部」を設置し、①被災地神戸市並びに神戸市社協との連絡の確保、救援要請の受け入れ、②救援情報の収集並びに救援方法の立案、③救援活動の受け入れと組織化、④救援活動に対する情報の提供、⑤その他、救援に必要な諸活動を行うこととした。

市社協のボランティアセンター及び各区社協のボランティアビューローでは、1月19日から救援活動ボランティアの募集を開始した。なお、2月28日時点で登録者数は、市社協ボランティアセンターで945名、区役所の市民ボランティアが803名、25団体であった。

2月8日からは全社協の要請により、東京都社協、北海道・東北ブロック社協、大阪市社協で構成される「神戸兵庫区現地（通称：ボランティア対策）本部」の支援活動に参画し、3月11日までに職員延べ162名（ホームヘルパー26名含む）を派遣し、在宅支援活動を行った。現地では、兵庫区福祉事務所の「在宅要援護高齢者の実態調査（3,497件）に協力し、この調査によって把握された福祉ニーズ（介護援助97件、家事援助56件）に対し、市社協ホームヘルパーを含む常勤の介護スタッフによる訪問活動を行った。

また、兵庫区に登録しているボランティアとともに、「兵庫区ボランティア連絡協議会」を

結成、活動の総合調整を図るとともに、行政・社協・ボランティアによる支援活動（2月16日～3月6日 322件延べ945名が活動）を展開した。

歴史的惨事となったこの震災は、救援活動においてさまざまな分野で多数のボランティアが大きな役割を果たし、ボランティア活動が、福

祉的・慈善奉仕的なものから共生社会をめざす方向へ転換していく大きな契機となった。市社協においては、こうした時代の大きな流れが、ボランティア情報センター開設（平成10（1998）年12月）へのステップとなっていたのである。

第6節 社会福祉の変革と地域福祉活動基盤の確立

1. 社会福祉の変革

平成元（1989）年12月に策定された、国における「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略（ゴールドプラン）」の推進により、高齢者の保健・福祉の増進が一定図られたものの、年々急増する要介護高齢者への各種サービスの提供についての問題を解決する必要性が高まっていった。そこで、平成6（1994）年3月、国は「21世紀福祉ビジョン」を発表、新たな介護システムの構築を提言し、同年12月、ゴールドプランの見直しとして「新ゴールドプラン」を策定して新しい公的介護システムの創設を検討。平成9（1997）年12月に、「介護保険法」が成立した。

介護保険制度の成立と同時期に、「社会福祉基礎構造改革」も提唱された。この基本的方向の具体内容としては、在宅福祉サービスにおける公益法人、NPOなど多様な事業者に参加をはじめ、利用者主体のマネジメント手法の確立、情報公開の促進、サービス評価システムを導入するとともに、住民自らも利用料を負担し、地域でのボランティア活動へ参加すること等が明示された。さらに「サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立」のために、利用者自立支援のしくみとして「後見支援制度」苦情解決が制定され、「地域福祉権利擁護事業」が創設された。

この考え方を受け、戦後約50年続いた措置制度を、新たな社会福祉の理念のもとに利用者によるサービス選択権を保障し、事業者の自主的な発展を促す方向に転換するため、平成12（2000）年6月に「社会福祉事業法」が新たに「社会福祉法」として生まれ変わり、同年4月の介護保険法の施行とあいまって、社協のあり

方についても大きな変化をもたらすことになった。

2. 区社協の法人化

平成2（1990）年6月、いわゆる社会福祉関係8法の改正に伴い、社会福祉事業法が改正された。市町村社協の法的位置づけについては、昭和58年に規定されていたが、指定都市の区社協は平成2年に法定化された。

大阪市内で、この時までに社会福祉法人格を取得していたのは、城東区社協（昭和51（1976）年）と港区社協（昭和55（1980）年）のみであったが、この法定化が、市内の各区社協における法人化の機運を加速させた。

そもそも、地域に根ざした福祉事業やボランティア活動を振興させるためには、市社協よりも市民に身近な組織である区社協が中心となるのが望ましいと考えられる。そのため、従来、市社協で実施してきた福祉事業について、次第に区社協へ移譲を進めることとなった。

移譲にあたっては、市社協が区社協の法人格取得に向けて支援を行い、平成元（1989）年12月に東住吉区社協が、ついで平成3（1991）年2月には北区社協が法人化を実現した。平成3年度にはさらに4区社協が、平成4（1992）年から平成5（1993）年までには14区社協が法人格を取得。平成6（1994）年2月の中央区社協及び浪速区社協の法人設立をもって、大阪市内における全区社協の社会福祉法人化は完了した。

区社協が設置・運営するボランティアビューローも、平成5（1993）年3月末までに全区で開設を完了した。ボランティアビューローが、各区におけるボランティア活動の中核となるこ

とで、大阪市におけるボランティア活動は一層推し進められることとなった。

3. 区在宅サービスセンターの運営

平成5（1993）年9月、大阪市は「大阪市高齢者保健福祉計画」を発表し、身近な地域で在宅介護を支援するとともに、在宅サービスを総合的・効果的に提供するため、地域在宅サービスセンターの整備を図る方針を出した。区レベルの拠点施設は、地域福祉の観点からみて区社協が運営主体となるのが最適であることから、各区在宅サービスセンターは、当該区社協が運営することとなった。こうして、平成6（1994）年7月、大阪市内ではじめて、此花区在宅サービスセンターが開設、事業を開始した。

同時に、区社協の事務局も区役所から移転・独立させ、専任の事務局長を配置し、総務課・事業課の2課体制を整えた。事業内容としては、総務課が、従来からの地域社協活動の推進、ボランティアビューローの運営、法人運営等を担当。事業課が、在宅介護支援センター、デイサービス、生活支援型食事サービス、機能訓練を担当することとした。このように区社協事務局体制が確立されるとともに、区在宅サービスセンターは名実ともに、区の福祉サービスを提供する中核施設として活動することとなった。

なお、訪問入浴サービスやホームヘルパー派遣は市社協が、訪問看護ステーションは区医師会がそれぞれ区在宅サービスセンター内で事業を開始し、区在宅サービスセンターを拠点にして在宅サービスの提供に本格的に取り組むこととなった。

此花区について、順次、各区において在宅サービスセンターが開設され、平成12（2000）年7月の浪速区在宅サービスセンターの開設をもって全区に整備されるに至った。

4. 区社協事業の拡充

平成6（1994）年に此花区在宅サービスセンターが開設され、平成12（2000）年に市内全区に区在宅サービスセンターが整備されるまでの間、区社協職員の研修会、研究会、連絡会議等を定期的で開催した。平成8（1996）年度から

は、区在宅サービスセンターの在宅介護支援センター、デイサービス等の事業に関わる職員の研修や福祉機器研究会等を開催し、区社協職員の育成に努め、その資質向上を図った。

さらに市社協は、平成8（1996）年5月から、各区社協の在宅介護支援センターに対して作業療法士・理学療法士の派遣事業を試行的に実施し、平成11（1999）年度からは全区配置を進めた。

平成12（2000）年度には、4月から介護保険制度が実施され、区社協においても介護保険事業としての通所介護（デイサービス）事業と居宅介護支援事業を開始。市社協では同年6月に指定申請や事業準備のための調整や社会福祉法が施行されたことに伴う区社協の定款の変更・経理規程の改正に対応するため、区社協への支援を行った。

平成13（2001）年7月には、かねてより課題となっていた区在宅サービスセンターの開館時間の延長が行われ、土・日以外は開館時間を午後9時までとし、幅の広い相談業務や多様な市民ニーズに応えるための体制整備が行われた。同時期に居宅介護事業としてケアプラン作成業務を担当する在宅支援員を各区1～3名配置し、基幹型の在宅介護支援センターとしての機能強化を図った。

5. 小地域ネットワーク活動の推進

平成12（2000）年6月公布の社会福祉法のなかで、社協は地域福祉の推進役として位置づけられた。また、大阪市においても多様化する福祉ニーズによりきめ細かく対応していくため、改めて社協における小地域活動の重要性に着目することとなった。このため、地域社協の活動の活性化をめざし、平成12（2000）年度から「小地域ネットワーク活動推進事業」が新規に実施された。

この事業は、誰もが地域のなかで安心して生活できるよう、地域福祉活動の体制を整備することにより、地域福祉の向上を図ることを目的としている。地域の高齢者、障がい者、児童などを対象として地域社協が実施する地域ボランティアの育成、組織化活動、施設等との協働活動、個別援助活動・グループ援助活動の支援等

を行うものである。これまで、見守り・声かけ活動、喫茶活動やサロン活動などに取り組んできている地域社協の活動を一層発展させていく事業であり、平成12年度は全市で60の地域社協、平成13（2001）年度は80の地域社協が事業

を開始し、計140地域社協において大阪府及び大阪市から補助金を受け、事業に取り組んだ。

この事業を力に地域福祉活動を活性化し、地域福祉の推進役としての社協機能をより強化するための基盤整備が図られていった。

第7節 人権に関する取り組み

1. 人権の視野に立った福祉サービスの推進

同和問題をはじめ、女性をめぐる課題、障がい者をめぐる課題、外国籍住民をめぐる課題などさまざまな人権課題について、職員としての自覚と責任を高め、人権意識の高揚を図ることを目的として、平成6（1994）年10月1日に「人権啓発推進委員会」を設置。職員への人権啓発研修の企画や資料の提供・啓発等を進めてきた。

市社協においては、市民の基本的な人権が保障された福祉のまちづくりの実現をめざし、地域福祉の推進に努め、「人権教育のための国連10年」（1995～2004年）を契機に、平成9（1997）年に策定された「大阪市人権教育のための国連10年行動計画」に基づき、これまでの人権啓発活動や各種の在宅福祉サービス事業の点検を開始。あわせて、地域の精神障がい者や知的障がい者、身体障がい者高齢者が自発的・主体的に行っている交流活動やふれあい活動をボランティア情報センターやボランティアビューローが側面的に支援し、小地域ネットワーク活動と連携して育成していくことにも努めた。

また、関連機関と連携して、財産管理支援センターにおける地域福祉権利擁護事業を通じて、認知症高齢者や精神障がい者等が自立した地域生活が送れるように支援するとともに、大阪府社会福祉施設人権活動推進協議会及び大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会の活動に積極的に参加して、人権の視点に立った質の高い福祉サービスの推進に努めた。

2. 人権活動推進連絡協議会による人権問題解決への取り組み

平成10（1998）年7月、大阪府内の民間調査会社による「部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例」に違反する、社会福祉法人等の職員採用に伴う身元調査事件が発覚した。これに端を発し、大阪府・大阪市・府社協・市社協が連携をとり、平成11（1998）年4月に、人権問題の理解と認識を深め、人権活動の積極的な推進を図ることを目的とした「大阪府社会福祉法人人権推進委員会」を設立。地域活動・啓発・採用の3つの分科会を設けて検討を行い、平成12（2000）年8月に報告書を取りまとめた（採用分科会報告は平成13（2001）年3月最終）。

分科会における活動が所期の目的を達成したことから、同委員会は組織を再編強化し、府内すべての社会福祉法人・施設が人権活動に積極的に取り組むことを目的として、平成12（2000）年10月に「大阪府社会福祉施設人権活動推進協議会」を設立した。大阪市域では、大阪府社会福祉施設人権活動推進協議会の下にあって、大阪市内の社会福祉施設が人権問題の理解と認識を深め、施設運営を通じて、人権活動の積極的な推進を図ることを目的に「大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会」が平成13（2001）年2月20日に設立された。市社協は同協議会の事務局を担当している。

同協議会では、目的を達成するために、人権意識の向上を目的とした研修の実施と参加、地域に根ざした地域活動、社会福祉事業等の推進などの活動を行っている。